

関自監旅第2 0 6号の2
関自監貨第3 2 9号の2
関自旅一第9 1 7号の2
関自旅二第1 6 6 8号の2
関自貨第1 1 1 9号の2
関自保第1 9 7号の2
令和2年11月27日

一般社団法人 東京都トラック協会長 殿

関東運輸局長

「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので了知するとともに、傘下会員に対し周知願います。

公 示

「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の
監査方針について」の一部改正について

平成25年9月20日付け、「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和2年11月27日

関東運輸局長	河村 俊信
東京運輸支局長	伊藤 義久
神奈川運輸支局長	中澤 延夫
埼玉運輸支局長	菅谷 好孝
群馬運輸支局長	石川 雄司
千葉運輸支局長	五十嵐 康夫
茨城運輸支局長	磯田 久
栃木運輸支局長	中里 直之
山梨運輸支局長	荷見 雄二

記

別紙新旧対照表のとおり改める。

附 則（令和2年11月27日 関自監旅第206号、関自監貨第329号、
関自旅一第917号、関自旅二第1668号、関自貨第1119号、関
自保第197号、一部改正）

この公示は、令和2年11月27日から施行する。

自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について(新旧対照表)

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について 自動車運送事業者に対する監査について、下記のとおり監査方針を定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成25年9月20日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 原 喜 信 東京運輸支局長 小竹 壽 朗 神奈川運輸支局長 大 蔵 幸 雄 埼玉運輸支局長 真 秀 和 正 群馬運輸支局長 前 川 雅 弘 千葉運輸支局長 星 野 朗 茨城運輸支局長 佐 藤 研 一 栃木運輸支局長 山 崎 正 山梨運輸支局長 石原美千老</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について 自動車運送事業者に対する監査について、下記のとおり監査方針を定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成25年9月20日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 原 喜 信 東京運輸支局長 小竹 壽 朗 神奈川運輸支局長 大 蔵 幸 雄 埼玉運輸支局長 真 秀 和 正 群馬運輸支局長 前 川 雅 弘 千葉運輸支局長 星 野 朗 茨城運輸支局長 佐 藤 研 一 栃木運輸支局長 山 崎 正 山梨運輸支局長 石原美千老</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>1. 2. (略)</p> <p>3. 監査対象事業者 特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、</p>	<p>1. 2. (略)</p> <p>3. 監査対象事業者 特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、</p>

それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。

なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

①～②(略)

③ 事業用自動車の運転者が悪質違反(救護義務違反(ひき逃げ)、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、無車検運行及び無保険運行をいう。)を引き起こしたと疑われる事業者

④～⑮(略)

4. ～7. (略)

附 則 (略)

附 則(令和2年11月27日 関自監旅第206号、関自監貨329第 号、関自旅一第917号、
関自旅二第1668号、関自貨第1119号、関自保第197号 一部改正)
この公示は、令和2年11月27日から施行する。

それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。

なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

①～②(略)

③ 事業用自動車の運転者が悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。)を引き起こしたと疑われる事業者

④～⑮(略)

4. ～7. (略)

附 則 (略)